



お役立ち情報を配信致します！是非ご活用ください！

【国版】小規模事業者持続化補助金のご案内

手続きの関係上お早めにご相談願います

一般型

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者が直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃金引上げ、インボイス導入等)に対応するため、経営計画を作成し、それらに基づいて行う販路開拓の取組み等の経費の一部を補助するものです。

【補助上限】 50万円

【補助率】 2/3(賃金引上げ特例のうち赤字事業者は 3/4)

【インボイス特例】 50万円上乘せ

【賃金引上げ特例】 150万円上乘せ

【補助対象経費】

右記の創業型をご確認ください。同内容となっております。

赤字事業者とは…「賃金引上げ特例」に取り組む事業者のうち、直近1期または直近1年間の課税所得金額がゼロ以下である事業者。

〈**個人事業主の場合**〉

直近1年間の「所得税及び復興特別所得税」の「確定申告書」第1表の「課税される所得金額」欄の金額

〈**法人の場合**〉

直近1期分の法人税申告書の別表1・別表4の「所得金額又は欠損金額」欄の金額

インボイス特例とは…免税事業者から適格請求書発行事業者に転換する小規模事業者に対して補助上限額を一律50万円上乘せ

賃金引上げ特例とは…賃金引き上げの取組に対して、補助上限に一律150万円を上乘せ、赤字事業者については、補助所率を3/4に引き上げ。

◇補助事業終了時点において、事業場内最低賃金が申請時の事業場内最低賃金より+50円以上である事。

【申請受付】

2026年3月6日(金)~2026年4月30日(木)17:00迄
gBizID 電子申請システムにて申請のみ

【支援機関確認書発行の受付締切】 2026年4月16日(木)

※交付に時間を要しますので、余裕をもってお手続きください。

【事業実施期間】

交付決定日より2027年6月30日(水)

【実績報告書提出期限】

2027年7月10日(土)

【詳細】



創業型

創業後1年以内の事業者を重点的に支援するため、産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を受けた事業者が取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的としています。

【補助上限】 200万円

【補助率】 2/3

【インボイス特例】 一律50万円上乘せ

【補助対象経費】

機械装置費	補助事業の遂行に必要な製造装置の購入等
広報費	新サービスを紹介するチラシ作成・配布・看板等の設置
ウェブサイト関連費	ウェブサイトやECサイト等の開発・構築・更新・改修・運用にかかる経費
展示会等出展費	展示会・商談会の出展料等(オンラインによる展示会・商談会を含む)
旅費	販路開拓(展示会等の会場との往復を含む)等を行うための旅費
新商品開発費	新商品の試作開発等に伴う経費
借料	機器・設備等のリース・レンタル料(所有権移転を伴わないもの)
委託・外注費	店舗改装など自社では実施困難な業務を第三者に依頼(契約必須)

※ウェブサイト関連費のみでは申請できません。

【申請受付】

2026年3月6日(金)~2026年4月30日(木)17:00迄
gBizID 電子申請システムにて申請のみ

【支援機関確認書発行の受付締切】 2026年4月16日(木)

※交付に時間を要しますので、余裕をもってお手続きください。

【事業実施期間】

交付決定日より2027年6月30日(水)

【実績報告書提出期限】

2027年7月10日(土)

【詳細】



『困ったなあ』『どうしよう』
そのお悩みをお聞かせください。

丹生川 78-2002 / 上宝 86-2354

高山北商工会本所
TEL: 0577-72-4130
FAX: 0577-72-4514